

(中浮気団地) R D 最終処分場問題地元説明会の開催概要について

1. 地元説明会の開催概要

開催日

平成20年6月5日

平成20年9月4日

開催主旨

(6月5日) 県が原位置浄化策(D案)を選定した理由および原位置浄化策の概要についての説明ならびに地元の皆さんとの意見交換

(9月4日) 1巡目の地元説明会での技術的な意見や質問に対して資料を調整し、理解と協力を求める

説明資料

(6月5日)・R D 最終処分場問題地元説明会資料

- ・県が行う工法提案要請の概要について

- ・パワーポイント説明資料

- ・R D 最終処分場模型

(9月4日)・平成20年6月県議会答弁

- ・R D 最終処分場問題地元説明会を受けた県の対応(案)について

- ・R D 最終処分場問題地元説明会における質問事項等について

- ・R D 最終処分場問題地元説明会における質問事項等について<参考資料>

- ・R D 最終処分場の「支障の除去」対策完了までの全体概略スケジュール(案)

2. 主な意見

	6月5日	9月4日
要望書	焼却炉を解体撤去すること。 許可容量を超えた違法廃棄物を撤去すること。 処分場の廃止基準をクリアして処分場を廃止すること。 処分場廃止後は、跡地利用ができる安全安心な環境とすること。	
方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のことがわかって真摯に考えればD案なんか出てこない。 ・処分場自体が支障になっている。その認識が足りない。 ・長く全量撤去を要望しているのに、ちっとも進んでいなくて情けない。 ・県は最初からD案と決めてかかっている。 ・どうして最初にA2案、D案の2つをもってこの場に来なかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・D案ありきでA2案をどうしたらできるのかということを考えていない。
対策工法	<ul style="list-style-type: none"> ・中浮気団地はA2の全量撤去でこれは譲れない。 ・焼却炉を解体することになって初めてD案が視野に入ってくる。 ・チェーンソーカッターによるリムメントは強度的にもものすごく弱い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中浮気としては、A2案を基本とした対策工を総意としている。 ・恒久対策として遮水壁をし場内の有害物を封じ込めて終わることはあり得ない。 ・住宅街が隣接しているのになぜガスを化学処理せず大気放出するのかわからない

(主な意見つづき)

	6月5日	9月4日
対策工法(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・ソリメント遮水壁は新しい工法なので耐用年数とか一切わからない。 ・ソリメントが50年度に崩壊したらどう責任を取るのか。 ・A案が10何年なら我慢する。 ・D案の根幹はどんな有害物を除去するかということである。その意味でD案もA2案も中味は一緒である。 ・違法廃棄物は黙っていても出すべきである。 ・D案の中味をもうちょっときちんと説明してほしい。 ・自然換気では有害物がそのままどんどん大気中に出る。きちんと処理してほしい。 ・基準以下ならいいというのが間違っている。安定型だから一切出てはいけない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・30年という期間は、早期解決とは言えない。 ・中浮気としては、市の調査委員会の意見を重く受け止めているので県も大事に扱ってほしい。 ・A2案は、深堀穴工事および追加調査と同じやり方でやればいい。 ・法律が馴染まないと言ってもらってもわからない。 ・費用の問題については、知事や議員を連れて国にお願いをしに行ったらいい。 ・粘土層修復は、深堀穴工事で十分対応できたのではないか。 ・阪神・淡路大震災の際に遮水壁が大丈夫だったというのはおかしい。
不安感	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場内にドラム缶があれば、あとからドラム缶に穴が開いて内容物が出てきていつまでもきれいにならないのではないか。 ・住民は土が汚染されていることに確信を持っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨ざらし、野ざらしで後は天気任せで場内が安定化するのか心配である。 ・遮水壁は劣化し危ないということを知っている。
県の責任	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のRD問題について、知事は謝罪したが担当職員は謝罪もしないし責任も取っていない。(最初の試料分析のデータを県はごまかした。) ・滋賀県は琵琶湖水利用者が安心できるようにする義務がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県がRD処分場を所有したら県は放っておけないので一応安心する。

3. 地元住民の皆さんの意向反映について

有害物の除去

- ・焼却炉の解体撤去

- ・追加調査を行い、かたまって存在する有害物が確認されれば適正に対処

対策工実施期間中の周辺生活環境への配慮

- ・工事実施期間中、周辺生活環境に配慮

モニタリングと監視委員会の設置

- ・対策工事中から処分場が安定化するまでモニタリングを実施

- ・監視委員会で住民の皆さんとともに監視

処分場土地の県有地化の検討

- ・土地の複雑な権利関係や法制度的な課題があるが、将来的な県有地化を視野に入れて検討